



基発第0326002号  
平成16年3月26日

日本医師会長 殿

厚生労働省労働基準局長



労災ホームヘルプサービス事業の運営主体の変更について

謹啓 時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より労災保険行政の運営につきましては、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、労働災害により重度被災労働者となった者の福祉の向上を目的として、平成7年10月より在宅の重度被災労働者を対象とした介護サービスとして「労災ホームヘルプサービス事業」を創設し、現在に至っているところであります。

本労災ホームヘルプサービス事業の創設に際しては、じん肺、せき損患者等に対する専門的サービスの中で、看護資格を有する者が行うサービスについては、医師による指示を前提として実施しなければならないことから、医師が発行する「指示書」について、平成8年1月19日付け基発第29号により、貴職あて貴会会員による「指示書」交付に係る協力方依頼をお願いしてきたところでありますが、今般、別紙のとおり本事業の運営主体を平成16年4月1日より（財）労災ケアセンターから（財）労災年金福祉協会へ移管することとなりましたので、事業の運営主体の変更につきまして、貴会会員へ周知していただくとともに、引き続き「指示書」の交付につきまして、これまで同様の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

別紙

(平成15年度まで)

(財) 労災ケアセンター

〒102-0083

東京都千代田区麴町1-7 相互半蔵門ビル10階

電話03-3221-0160

(平成16年度から)

(財) 労災年金福祉協会

〒162-0022

東京都新宿区新宿5-15-5 新宿三光町ビル8階

電話03-3358-5401